

[付加価値額算定方法]

付加価値額は「収入総額－費用総額＋人件費」で算定します。

また、個人経営及び法人経営共に農業外収入は含めないで計算しますので、ご注意願います。

【 個人経営 】

○所得税青色申告決算書

$$\text{収入金額計 (7 欄)} - \text{経費計 (35 欄)} + \text{雇人費 (22 欄)} = \text{付加価値額}$$

※専従者給与は人件費に含まない

○就業者 → 経営主、専従者給与対象者、臨時雇用は年間従事日数が延べ 240 日以上で就業者 1 名に換算

【 法人経営 】

○法人決算報告書

$$\text{①収入総額} - \text{②費用総額} + \text{③人件費} = \text{付加価値額}$$

①収入（売上高+補助金収入など） ②費用（売上原価+販売費及び一般管理費等など）

③人件費 ～ 賃金、賞与、法定福利費、福利厚生費、役員報酬、給料手当など売上原価・販売費及び一般管理費に計上されるもの

○就業者 → 役員、構成員、従事分量配当を受けている者